

令和6年2月16日

一般廃棄物収集運搬許可業者 様

諏訪南行政事務組合
組合長 今井 敦

諏訪南清掃センターにおける産業廃棄物の取扱いについて

日頃から、諏訪南清掃センターへの可燃性一般廃棄物の持込みに関してご協力をいただきありがとうございます。

当施設は一般家庭から排出される一般廃棄物の焼却施設ですが、事業所から排出された廃棄物を収集し、当施設に搬入している許可業者様におきまして、搬入物に産業廃棄物が混入される事例が多数発生しており対応に苦慮しています。

当施設では産業廃棄物に該当するものは一切受け入れできませんので、下記をご留意の上、搬入物に産業廃棄物を混入させないよう注意いただき、排出事業者様に対しても注意喚起していただくようお願いいたします。

記

1 産業廃棄物とは

企業や工場など事業活動に伴い排出される廃棄物や、建物を建設・解体するときに出る廃棄物を総称して産業廃棄物と呼びます。

2 混入事例があった産業廃棄物

当施設に混入されたことのある産業廃棄物は下表のとおりです。

燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ
廃プラスチック類	ゴムくず	金属くず	ガラス・陶磁器くず	鋳さい
がれき類	煤塵	紙くず	木くず	繊維くず
動植物性残渣	動物系固形不要物	家畜糞尿	家畜の死体	13号廃棄物

3 排出業種により産業廃棄物の該非が変わるもの

産業廃棄物の中には排出事業者によって産業廃棄物とならない品目がございます。

産業廃棄物に該当する事業者から排出された場合は当施設への搬入をご遠慮ください。

また、プラスチック類はすべての業種において産業廃棄物となります。一般家庭から排出されるプラスチック類においても再資源化を進めておりますので、当施設への搬入可否に関わらず、再資源化へのご協力をお願いいたします。

産業廃棄物の種類	産業廃棄物の指定範囲		例
	排出業種	排出形態	
<u>廃プラスチック類</u>	<u>業種指定なし</u>	合成高分子系化合物に係る固形状及び液状の不要物	<u>合成樹脂くず</u> 、 <u>合成繊維くず</u> 、 <u>合成ゴムくず</u> 、 <u>農業用廃ビニール</u> 、 <u>廃タイヤ</u> 、 <u>トレイ</u> 、 <u>梱包材</u> 、 <u>緩衝剤等</u> プラスチック類のもの
<u>動植物性残さ</u>	<u>食料品製造業</u> 、 <u>医薬品・香料製造業</u> に限る	左の事業活動において原材料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物	獣魚腸骨、ボイルかす、あめかす、糊かす、醸造かす、発酵かす、コーヒーかす、漬け物くず、おから、 <u>製品のくず等</u>
<u>廃油</u>	<u>業種指定なし</u>	使用して老廃化したすべての油脂類及び副製廃油	廃潤滑油、廃洗浄油、廃溶剤、ターレット、 <u>タックスラッジ</u> 、 <u>油脂のしみ込んだ布等</u>
<u>紙くず</u>	<u>パルプ・紙・紙加工品製造業</u> 、 <u>新聞業</u> 、 <u>出版業</u> 、 <u>製本業</u> 、 <u>印刷物加工業</u> 、 <u>建設業</u> に限る	左の事業活動に伴って生ずる紙くず	板紙くず、ろう紙、新聞紙、印刷用紙、チップボウル、包装用紙、コットンペーパー、家庭用薄用紙、 <u>壁紙等</u>
<u>木くず</u>	<u>木材・木製品製造業</u> 、 <u>パルプ製造業</u> 、 <u>輸入木材卸売業</u> 、 <u>建設業</u>	左の事業活動に伴って生ずる木くず及び輸入木材に係る木くず	<u>おがくず</u> 、 <u>バーク類</u> 、 <u>木片</u> 、 <u>竹</u> 、 <u>とう</u> 、 <u>ベニヤ</u> 、 <u>塗装板</u> 、 <u>防腐・防虫木材</u> 、 <u>注入材</u> 、 <u>フローリング材</u> 、 <u>家屋解体木くず等</u>
<u>繊維くず</u>	<u>繊維工業</u> （ <u>繊維製品製造業</u> を除く） <u>建設業</u>	左の事業活動に伴って生ずる <u>天然繊維くず</u>	木綿くず、羊毛くず、 <u>混紡繊維（合成繊維 50%未満の物）等</u>
<u>金属くず</u>	<u>業種指定なし</u>		<u>研磨くず</u> 、 <u>切削くず</u> 、 <u>空き缶等</u>
<u>ゴムくず</u>	<u>業種指定なし</u>		天然ゴムくず、 <u>廃ラックス等</u>